

資料 1

建築・都市整備・道路委員会
令和 8 年 2 月 1 6 日
道 路 局

市第123号議案

小机第394号線等市道路線の認定及び廃止

<提 案 理 由>

小机第394号線の路線を市道に認定し、及び六ツ川第368号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

<道路法> (抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 (第1項省略)

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 (第1項及び第2項省略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎認定する路線

		路線数	道路延長	面積
全	体	1 路線	1 0 7 m	5 1 8 m ²
内訳	本市の事業等	1 路線	1 0 7 m	5 1 8 m ²

◎廃止する路線

		路線数	道路延長	面積
全	体	1 2 路線	2 7 7 m	8 2 2 m ²
内訳	払下げ	6 路線	1 7 0 m	4 1 0 m ²
	路線整理	6 路線	1 0 7 m	4 1 2 m ²

市第123号議案により認定及び廃止を行う路線の幅員、延長

◎認定する路線

路線名称	幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
小机 394	4.50~6.58	106.68	1

◎廃止する路線

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
六ツ川	368	3.50	9.80	2
野庭	411	3.37~4.06	23.68	3
希望が丘	368	6.50	27.00	4
長津田	118	2.40	23.00	5
長津田	119	2.40	14.51	5
新石川	243	1.40	14.27	6
戸塚	366	2.40~3.50	11.70	7
戸塚	367	2.50~5.20	21.10	7
目黒	59	3.33~3.68	44.72	8
目黒	60	1.30~1.54	43.90	8

路線名称		幅員 (m)	延長 (m)	参考図番号
深見	62	1.69~1.80	23.27	9
下瀬谷	375	1.85~1.87	20.11	10